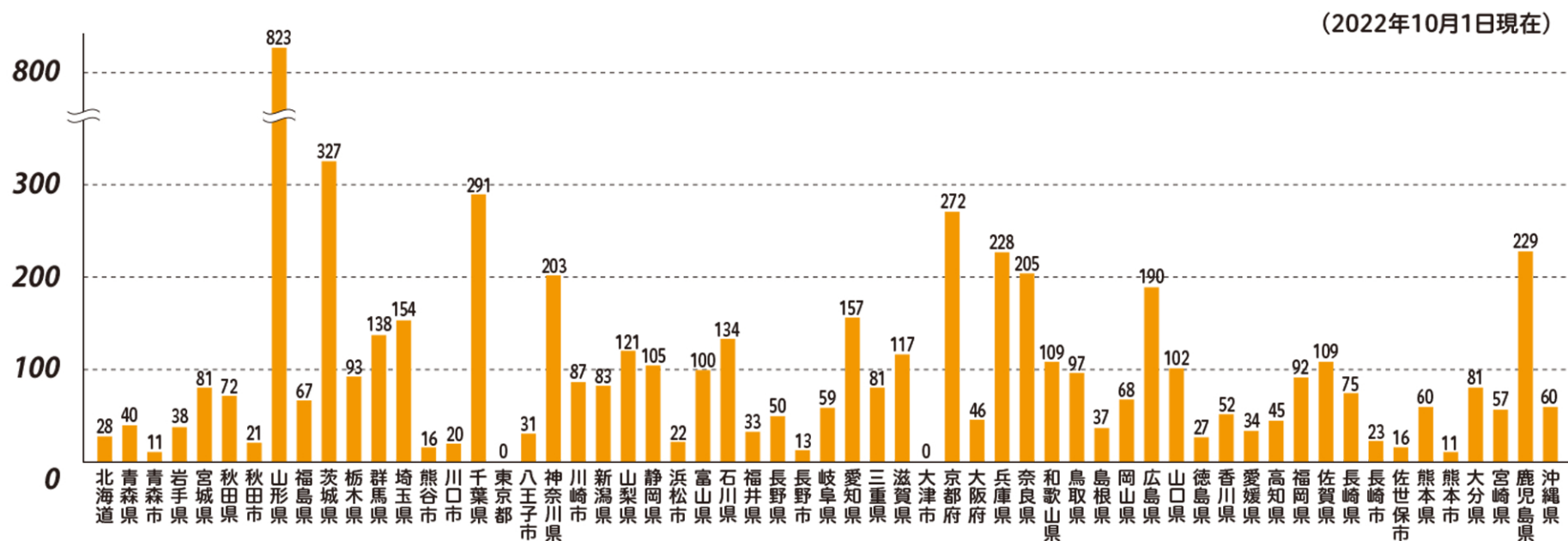


地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化防止活動推進員(推進員)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第37条に基づき、地域における地球温暖化防止の取り組みを進める者として、全国の都道府県、指定都市などの首長が委嘱しています。推進員は、地球温暖化の現状や対策の重要について住民の理解を深め、温暖化対策の活動に関する情報提供や助言、協力などの活動を行っています。2022年10月1日現在、全国で5,941人が委嘱され、活動しています。



地域別の地球温暖化防止活動推進員の委嘱人数

※東京都は、推進員とは別の制度に地球温暖化防止の取り組みを進めているため、推進員制度を設けて委嘱を行っていない。

※大津市は、滋賀県が委嘱した推進員と連携して活動しているため、市では委嘱を行っていない。